

教育委員会会議 定例会

令和元年11月20日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 41 号 県議会に提出する予定案件について

第 42 号 県議会に提出する予定案件について

第 43 号 山梨県教職員免許に関する規則の一部を改正する規則

2 報 告 事 項

(8) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

3 その他報告

(24) 新たな「優秀な教員の確保」対策について

議案第 41 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 42 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 43 号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による教育職員免許法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。また、個人情報の取扱いを見直し、規定の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

題名	山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による教育職員免許法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。また、個人情報の取扱いを見直し、規定の整備を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景</p> <p>(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年6月、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による教育職員免許法（以下「法」という。）の一部改正により、成年被後見人等に対する免許状の授与について定めている欠格条項が削除された（公布の日から起算して6月を経過した日から施行）。 ○ 山梨県教育職員免許に関する規則（以下「規則」という。）は、免許状の授与を願ひ出る者に対して、当該条項を引用した宣誓書の提出を求めている。 <p>(2) 個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、免許状を授与するために授与権者が行う検定は、受験者の人物、学力及び身体について行うとされており、規則では身体についての検定として、受験者に対して、身長、胸囲等の個人情報を記載した身体に関する証明書の提出を求めている。 ○ 一方、山梨県個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、事務の遂行に必要な範囲を超えた個人情報の保有を禁止している。 ○ また、個人情報の記載を最小限とする都道府県が増えている。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宣誓書中の法条項引用部分について、号番号の整理を行う。 <p>(2) 個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体に関する証明書の記載内容を「所見（疾病異常、特記事項等）」のみとする。
施行期日	<p>1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律附則第1条第2号に掲げる日から施行する。</p> <p>2 施行期日以前の規定により提出された書類は、施行期日以後の規定により提出された書類とみなす。</p>

身体に関する証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

所見（疾病異常、特記事項等）	
----------------	--

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

病院名

医師氏名

印

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新

第3号様式

宣 誓 書

私は教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号の規定に該当しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

印

旧

第3号様式

宣 誓 書

私は教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の規定に該当しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

印

身体に関する証明書

本籍地
氏名

年 月 日生

所見(疾病異状、特記事項等)

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

医師氏名

印

身体に関する証明書

本籍地
氏名

年 月 日生

1. 身長	4. 視力	右	左	矯正	右	左
2. 胸囲	5. 聴力	右	左			
3. 体重	6. 疾病その他異状					
7. 栄養状態						

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

医師氏名

印

件名	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について
経緯	<p>○＜一部改正＞地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月施行）学校ごとに学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務になる。</p> <p>○山梨県教育大綱の目標数値として、2023年度までに県立高校の10%（4校）に学校運営協議会を設置することを示す。</p> <p>○高校教育課では2023年までの設置計画を次の通り示している。 令和2年度 1校 身延高校 令和3年度 2校 令和4年度 1校＝計4校 現在、身延高校がパイロットスクールとして準備を進めている。</p>
令和元年取り組み	<p>○庁内 教育庁内に設置準備委員会、ワーキンググループを設置し、学校管理規則、県立学校における学校運営協議会規則、県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱を検討</p> <p>・設置準備委員会委員： 教育次長，総務課長，義務教育課長，高校教育課長，高校改革・特別支援教育課長，社会教育課長</p> <p>・事務局：高校教育課指導担当，高校改革・特別支援教育課担当</p> <p>・開催回数：設置準備委員会3回（7月，8月，10月），ワーキンググループ3回</p> <p>・主な検討事項：学校運営協議会で承認する事項 → 学校教育目標及び学校経営計画等 ：委員の任命→地域の産業界代表等を含む（人数は検討中） （今後）教育委員会で学校管理規則，県立学校運営協議会規則決定予定</p> <p>○身延高校 実施校は，実施校要綱等を実施校準備委員会，実施校ワーキンググループで検討</p> <p>学校運営協議会方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身延・南部地域連携型中高一貫教育ともリンクしながら6年間を通したキャリア教育を地域の協力を得て推進。 ・防災や地域活性化について身延高校が地域の核となり，生徒の地域への愛着，地域住民の安心，安全の確保など推進。 <p>来年度（令和2年）4月より学校運営協議会スタート</p>
今後の対応	<p>○令和3年度設置に向けた来年度の設置準備校について 令和元年9月3日の山梨県高等学校・特別支援学校校長研究協議会において，設置準備校（2校）募集の周知を行った結果，白根高校・吉田高校の2校から申し出があった。</p> <p>○検討の結果，申請があった2校を設置準備校とすることとした。</p> <p>○令和4年度設置に向けた設置準備校については，地域性や校種を考慮し，来年度に入ってから決定する。</p>

課名	義務教育課 高校教育課	11月20日
件名	令和3年度採用山梨県公立教員選考検査について	
経緯	<p>○平成30年度採用は、受検年齢を39歳→49歳へと引き上げた。</p> <p>○令和2年度採用は、小学校及び特別支援学校小学部の受検生に対して、マット運動及び水泳の体育実技の見直しを図った。</p> <p>○令和2年度採用は、小学校及び特別支援学校小学部の募集区分に対して大学推薦を実施した。</p>	
概要	<p>方針：(1) 対象年齢の拡大、(2) 選考方法の改善 による人材の確保を図る。</p> <p>(1) 対象年齢の拡大 受検年齢制限の引き上げ 現状の年齢制限の49歳を59歳まで引き上げる。</p> <p>(2) 選考方法の改善</p> <p>① 補欠合格者制度の新設 補欠合格者制度を新設し、名簿登載期間中、欠員が生じた場合、採用する。</p> <p>② 特別選考の一部見直し(教職経験者を対象とした特別選考) 臨時的任用教職員(期間採用者・代替教員)として「直近の5年間で通算2年以上の勤務経験」のある者は、1次検査の一部を免除する。</p> <p>③ 実技検査の軽減(小学校、特別支援学校小学部) ・音楽実技検査は、実技内容の一部(「新曲視唱」)を削除する。 ・体育実技検査は、実技内容の一部(「水泳」)を削除する。 さらに、1次検査の体育実技の種目及び音楽実技の課題曲を事前に周知し、受検者の負担軽減を図る。</p> <p>④ 大学推薦の拡大 山梨大学教職大学院(専修免許取得の見込み者)を対象とした大学推薦を新設する。</p>	
今後の予定	<p>12月～ 変更点の周知</p> <p>1月 ポスター・パンフレット作成</p> <p>3月 ポスター・パンフレット配布</p> <p>4月 大学訪問</p> <p>5月 実施要項配布</p>	

《経緯》 国の動き

- 教育再生実行会議 第6次提言（平成27年3月4日）
- 中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

＜一部改正＞ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月施行）

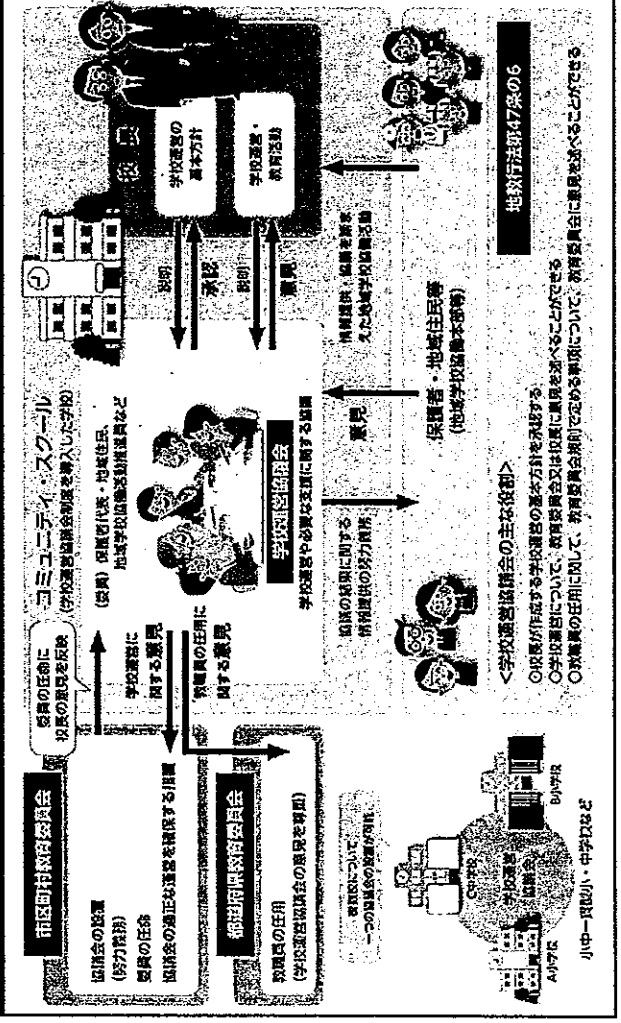
- ◆ 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ◆ 学校運営への必要な支援についても協議すること
- ◆ 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加 など

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

■ コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？

学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供たちの成長を支えていく学校づくりを進めていくことが、一番のねらいです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



※教職員の任用に関する意見等は、教育委員会が定める範囲で述べることができます
 ※学校運営協議会は、学校を応援する存在として責任感共有しますが、学校運営の責任は校長にあります

コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

<p>子供にとっての魅力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子供たちの学びや体験活動が充実します。 ● 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。 ● 地域の担い手としての自覚が高まります。 ● 防犯・防災等の対策によって互心・安全な生活ができます。
<p>教職員にとっての魅力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。 ● 地域人材を活用した教育活動が充実します。 ● 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。
<p>保護者にとっての魅力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域に対する理解が深まります。 ● 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。 ● 保護者同士の地域の人々との人間関係が構築できます。
<p>地域の人々にとっての魅力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。 ● 学校が社会的つながりが、地域のよさどころとなり得ます。 ● 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。 ● 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

県としての対応

- R1 (H31) 年度～ 5年間で4校設置予定
- | | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|--------|--------|--------|
| 身延高校 | 設置準備 | CSスタート | | |
| 白根高校 | | 設置準備 | CSスタート | |
| 吉田高校 | | 設置準備 | CSスタート | |
| A | | | 設置準備 | CSスタート |
- 身延高校をパイロットスクール（研究校）として指定（指定理由）
 - ・ 連携型中高一貫教育がスタートし、地域との連携の枠組みが創りやすい状況
 - ・ 身延町への政策提言などの実績がある
 - 設置準備委員会の設置（R1(H31) 年度）（委員構成）
 - ・ 学校関係者
 - ・ 町教育委員会（身延、南部、早川）
 - ・ 県教育委員会
 - 県教育委員会規則の改定（R1 (H31) 年度）
 - ・ 学校管理規則
 - ・ 学校運営協議会の設置等に関する規則